

市第 122 号議案

横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例の制定

横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例を次のように定める。

平成29年2月14日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例

（横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年6月横浜市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「附則第3項」を「附則第4項」に改め、附則中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

（経過措置）

2 平成29年4月1日前に職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年神奈川県条例第71号）の規定によりなされた承認、申請その他の行為は、この条例中これらに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（横浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業に伴う臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任用の期間の限度として臨時的任用を行うことができる。この場合における任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

附則中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

（経過措置）

2 平成29年4月1日前に職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年神奈川県条例第77号）の規定によりなされた承認、申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（横浜市一般職職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年3月横浜市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「乃至第5号」を「から第5号まで」に改め、「期間は」の次に「、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）」

第14条第1項（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項において準用される場合を含む。）の規定による場合を除くほか」を加える。

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第4条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年3月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 平成29年4月1日前に昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年神奈川県条例第4号）の規定によりなされた職員の懲戒免除及び職員の賠償の責任に基づく債務の免除については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号を次のように改める。

(4) 教育職員給料表（別表第4）

第14条第3項中「勤務の時間」の次に「及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則

で定める時間を除く。)とを合計した時間」を加え、「第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を「第1項及び前項」に改め、「給与額に」の次に「、第1項の規定による勤務にあつては」を、「100分の175)」の次に「、前項の規定による勤務にあつては100分の50」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定にかかわらず、任命権者が定めるところにより、あらかじめ割り振られた1週間当たりの正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

第20条の4第1項中「高等学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。)」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校」に改める。

第22条第1項中「職員が」の次に「、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)及び教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)第10条第2項において準用される場合を含む。)の適用を受ける場合を除くほか、」を加える。

第23条の2第1号中「横浜市職員厚生会」の次に「、横浜市立学校教職員互助会及び一般財団法人神奈川県教育福祉振興会」を加え、同条第2号中「貸付金及び」を「貸付金並びに横浜市立学校教職員互助会及び一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の貸付金の償還金及びその利息並びに」に改め、同条第4号中「各厚生会の団体取扱契約に係る生命保険、」を「横浜市立学校教職員互助会が扱う団体定期保険契約に係る生命保険の保険料、各厚生会及び横浜市立学校教職員互助会の団体取扱契約に係る生命保険の保険料、各厚生会の団体取扱契約に係る」に改め、「行う共済事業」の次に「、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会が扱う共済事業」を加える。

附則に次の8条を加える。

(扶養手当に関する経過措置)

第35条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における平成29年4月1日前に学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県学校職員給与条例」という。）第8条の規定により扶養手当を支給されていた職員その他これに準ずる者（同日以後に横浜市立の高等学校に異動した者その他人事委員会規則で定める者（以下「横浜市立高等学校に異動した者等」という。）を除く。）であって、同条の規定による扶養手当の支給に係る扶養親族を同日以後も引き続き扶養しているものに対する第9条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「14,000円」とあるのは「14,400円」と、「6,500円」とあるのは「7,000円」と、「11,500円」とあるのは「12,000円」と、同条第4項中「5,000円」とあるの

は「6,000円」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第36条 平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の2の規定により地域手当を支給されていた職員その他これに準ずる者(再任用職員及び横浜市立高等学校に異動した者等を除く。)に対する第10条の2第2項の規定の適用については、同日から平成30年3月31日までの間にあつては同項中「100分の16」とあるのは「100分の15.1」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間にあつては同項中「100分の16」とあるのは「100分の15.5」とする。

(住居手当の特例)

第37条 平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者(横浜市立高等学校に異動した者等を除く。第39条及び第40条において同じ。)であつて、同年3月31日までに40歳に達しているものに係る同年4月1日から平成30年3月31日までの間における住居手当については、第10条の3の規定にかかわらず、自ら居住するため住宅(貸間を含む。次条において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市の公舎及び職員宿舎に入居している職員その他規則で定める職員を除く。以下同じ。)に支給する。

2 前項の住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,500円を超えるときは、17,500円）を11,000円に加算した額（その加算した額が25,000円を超えるときは、25,000円）

第38条 平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者（前条第1項に規定する者及び横浜市立高等学校に異動した者等を除く。）であって、同日から平成30年3月31日までの間において、自ら居住するため住宅を借り受け、月額40,400円以上の家賃を支払っている職員に係る住居手当については、第10条の3の規定にかかわらず、家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,500円を超えるときは、17,500円）を11,000円に加算した額（その加算した額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、その加算した額が25,000円を超えるときは25,000円）に相当する額を支給する。

第39条 第37条の規定は、平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者であって、同年3月31日までに40歳に達しているものに係る平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における住居手当について準用する。この場合において、第37条第2項第2号中「25,000円」とあるのは、「21,500円」

と読み替えるものとする。

第40条 前条の規定は、平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者であって、平成30年3月31日までに40歳に達するものに係る同年4月1日から平成31年3月31日までの間における住居手当について準用する。

第41条 第38条の規定は、平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者（第37条第1項及び前条に規定する者を除く。）に係る平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における住居手当について準用する。この場合において、第38条中「25,000円」とあるのは、「21,500円」と読み替えるものとする。

第42条 第37条から前条までに規定するもののほか、平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員に係る住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第4を次のように改める。

別表第4 教育職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	152,300	167,800	245,100	293,600	401,800
	2	153,700	169,900	247,500	296,200	403,300
	3	155,200	172,000	250,000	299,100	404,800
	4	156,700	174,100	252,200	301,500	406,300
	5	158,300	176,100	254,900	304,000	407,700
	6	160,200	178,200	257,200	306,400	409,100
	7	162,000	180,400	259,400	308,700	410,600
	8	163,700	182,600	261,500	311,000	412,100
	9	165,500	184,800	263,700	313,400	413,500
	10	167,600	187,600	265,900	316,000	414,900
	11	169,500	190,200	268,000	318,700	416,300
	12	171,500	192,900	270,000	321,500	417,600
	13	173,400	195,700	272,200	324,000	418,900
	14	175,600	197,400	274,200	326,000	420,300
	15	177,800	199,000	276,100	328,000	421,600
	16	179,900	200,700	278,000	330,200	423,000
	17	182,200	202,500	279,800	332,400	424,200
	18	184,700	204,100	282,100	334,600	425,500
	19	187,200	205,800	284,400	336,900	426,700
	20	189,600	207,400	286,800	339,000	428,000
	21	192,100	209,100	288,900	341,100	429,100
	22	193,700	211,000	291,400	343,200	430,300
	23	195,400	212,900	293,600	345,400	431,500
	24	197,100	214,700	296,300	347,500	432,800
	25	198,600	216,400	298,600	349,400	434,100
	26	200,200	218,400	301,000	351,300	435,300
	27	201,900	220,300	303,400	353,300	436,300
	28	203,500	222,300	305,700	355,300	437,400
	29	204,900	224,200	307,900	357,200	438,700
	30	206,600	226,800	310,100	359,000	439,800
	31	208,300	229,500	312,200	360,600	440,900
	32	209,900	232,100	314,300	362,500	442,000
	33	211,500	234,700	316,500	364,100	443,200
	34	213,300	237,400	318,500	365,800	444,100
	35	215,000	240,000	320,700	367,500	445,000
	36	216,800	242,600	322,700	369,200	445,700
	37	218,400	245,100	324,700	371,100	446,500
	38	220,100	247,500	326,800	372,600	447,300
	39	221,900	250,000	328,900	374,100	448,100
	40	223,700	252,200	331,100	375,700	448,900
	41	225,300	254,900	333,000	376,900	449,800
	42	227,000	257,200	335,100	378,300	450,500

市第122号

43	228,600	259,400	337,200	379,600	451,300
44	230,100	261,500	339,300	381,100	452,100
45	231,700	263,700	341,200	382,600	453,000
46	233,100	265,900	343,100	384,200	453,800
47	234,400	268,000	345,100	385,800	454,600
48	235,500	270,000	347,100	387,300	455,400
49	237,000	272,200	348,700	388,700	456,300
50	238,500	274,200	350,600	390,100	457,100
51	239,700	276,100	352,400	391,600	457,900
52	241,100	278,000	354,200	393,000	458,700
53	242,300	279,800	356,100	394,200	459,600
54	243,500	282,100	357,800	395,500	460,400
55	244,900	284,400	359,400	396,600	461,100
56	245,900	286,800	361,000	397,700	461,900
57	247,200	288,900	362,500	399,000	462,800
58	248,300	291,400	364,000	400,200	
59	249,400	293,600	365,400	401,400	
60	250,500	296,300	366,800	402,700	
61	251,800	298,600	367,900	403,900	
62	253,100	301,000	369,200	404,900	
63	254,500	303,400	370,600	406,300	
64	255,600	305,700	371,900	407,600	
65	256,900	307,900	373,200	408,700	
66	258,400	310,100	374,400	409,800	
67	259,900	312,200	375,600	411,000	
68	261,500	314,300	376,900	412,100	
69	263,000	316,500	378,200	413,100	
70	264,400	318,500	379,300	414,100	
71	265,800	320,700	380,500	415,100	
72	267,100	322,700	381,700	416,100	
73	268,200	324,700	383,100	417,100	
74	269,600	326,800	384,100	417,800	
75	271,000	328,900	385,100	418,400	
76	272,100	331,100	386,100	419,100	
77	273,500	332,900	387,000	419,800	
78	274,700	334,700	388,000	420,500	
79	275,900	336,600	389,100	421,200	
80	277,000	338,300	390,100	421,900	
81	278,100	340,100	390,800	422,700	
82	279,300	341,900	391,700	423,400	
83	280,500	343,400	392,600	424,100	
84	281,600	345,200	393,500	424,800	
85	282,800	346,500	394,300	425,400	
86	283,900	348,100	395,100	425,900	
87	285,000	349,500	395,900	426,500	
88	286,200	351,000	396,700	427,200	
89	287,300	352,400	397,300	427,900	

再任用 職員以 外の職 員	90	288,400	353,700	398,000	428,400
	91	289,600	355,000	398,700	429,100
	92	290,800	356,400	399,400	429,600
	93	291,500	357,900	400,000	430,000
	94	292,400	359,100	400,700	430,600
	95	293,500	360,400	401,400	431,200
	96	294,700	361,600	402,200	431,800
	97	295,700	362,600	402,900	432,200
	98	296,800	363,600	403,700	432,800
	99	297,700	364,500	404,500	433,400
	100	298,800	365,500	405,300	434,000
	101	299,700	366,400	405,800	434,400
	102	300,800	367,400	406,500	435,000
	103	301,900	368,400	407,200	435,600
	104	302,800	369,300	407,900	436,200
	105	303,400	370,100	408,700	436,600
	106	304,300	371,000	409,400	437,200
	107	305,100	371,900	410,100	437,800
	108	305,900	372,900	410,800	438,300
	109	306,800	373,700	411,400	438,700
	110	307,200	374,600	411,900	439,300
	111	307,500	375,600	412,400	439,900
	112	308,000	376,600	413,000	440,500
	113	308,600	377,200	413,500	440,900
	114	309,000	378,100	414,000	441,500
	115	309,500	379,000	414,500	442,100
	116	310,000	379,800	415,000	442,700
	117	310,600	380,600	415,600	443,100
	118	311,100	381,300	416,000	443,700
	119	311,500	382,100	416,500	444,300
	120	312,000	382,900	417,000	444,900
	121	312,400	383,500	417,600	445,300
	122	312,800	384,300	418,100	
	123	313,300	384,900	418,600	
	124	313,800	385,600	419,100	
	125	314,400	386,200	419,700	
126	314,700	386,900	420,200		
127	315,000	387,400	420,700		
128	315,300	388,000	421,100		
129	315,500	388,700	421,700		
130	315,800	389,300	422,200		
131	316,100	389,800	422,700		
132	316,400	390,200	423,200		
133	316,600	390,500	423,800		
134	316,800	391,100	424,300		
135	317,000	391,700	424,800		
136	317,300	392,300	425,300		

市第122号

137	317,500	392,800	425,900
138	317,700	393,400	
139	318,000	394,000	
140	318,300	394,600	
141	318,500	395,000	
142	318,700	395,500	
143	319,000	396,000	
144	319,200	396,600	
145	319,500	397,000	
146	319,700	397,600	
147	320,000	398,100	
148	320,300	398,700	
149	320,500	399,100	
150	320,700	399,600	
151	321,000	400,100	
152	321,300	400,500	
153	321,500	401,100	
154	321,800	401,600	
155	322,100	402,100	
156	322,400	402,600	
157	322,500	403,200	
158	322,700	403,700	
159	323,000	404,200	
160	323,300	404,700	
161	323,400	405,300	
162	323,700	405,700	
163	324,000	406,200	
164	324,300	406,700	
165	324,400	407,300	
166		407,800	
167		408,300	
168		408,800	
169		409,400	
170		409,900	
171		410,400	
172		410,800	
173		411,400	
174		411,900	
175		412,400	
176		412,900	
177		413,500	
178		414,000	
179		414,500	
180		415,000	
181		415,600	
182		416,000	
183		416,500	
184		417,000	

	185		417,600			
再任用 職員		223,900	259,500	284,000	327,900	400,400

備考 この表は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

別表第7中「高等学校等教育職員給料表」を「教育職員給料表」に改め、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

(横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和47年3月横浜市条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「横浜市立高等学校等」を「横浜市立学校」に改める。

第2条第1項中「横浜市立高等学校等」を「横浜市立学校」に、「高等学校又は特別支援学校の高等部」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校」に改め、同条第2項中「横浜市立高等学校等」を「横浜市立学校」に改め、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第3条の見出し中「支給」を「支給等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 教育職員については、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号。以下「給与条例」という。

)第14条及び第17条の規定は、適用しない。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 給与条例(第10条の2及び第22条の規定に限る。)

第5条第2項第3号中「横浜市立高等学校等」を「横浜市立学校」に改め、同項第4号中「場合、」の次に「児童又は」を加える。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)

」を付し、付則に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日前に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒処分を受けた職員（同日前の事案に関して同日以後に同項の規定による懲戒処分を受ける職員を含む。）に関する第4条第4号の規定の適用については、同号中「（昭和26年12月横浜市条例第63号）」とあるのは、「（昭和26年12月横浜市条例第63号）又は市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年神奈川県条例第36号）」とする。

(横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年3月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「高等学校等教育職員給料表」を「教育職員給料表」に、「5級」を「4级以上」に改め、「（以下「休業日」と総称する。）若しくは休業日に特に勤務することを命ぜられた場合に与えられる当該休業日に代わる日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第4号に掲げる業務に従事する場合には、同条例第2条に規定する勤務時間の時間内を含む。

第8条第1項第1号中「おいて」の次に「幼児、児童又は」を加え、同項第2号中「おける」の次に「幼児、児童又は」を加え、同項に次の3号を加える。

- (3) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における幼児、児童若しくは生徒の保護又は

緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 幼児、児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 幼児、児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(4) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、及び実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの

第8条第2項中「次の各号に掲げる1日に同項の業務に従事した時間の区分に応じ、それぞれ当該各号」を「別表」に改め、同項各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条第2項）

第8条第1項の業務の種類	区 分	教員特殊業務手当の額（日額）
第1号及び第2号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日8時間以上であるとき。	円 5,000
	当該業務に従事した時間が1日4時間以上8時間未満であるとき。	2,500
	当該業務に従事した時間が1日2時間以上4時間未満であるとき。	1,500
	当該業務に従事した時間が1日1時間以上2時間未満であるとき。	1,000
第3号アに掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日6時間以上であるとき。	7,500
	当該業務に従事した時間が1日2時間以上6時間未満であるとき。	1,100

第3号イ及びウに掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日6時間以上であるとき。	7,000
	当該業務に従事した時間が1日2時間以上6時間未満であるとき。	900
第4号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日7時間45分程度に及び、かつ、泊を伴うとき。	4,000
	当該業務に従事した時間が1日7時間45分程度に及び、かつ、泊を伴わないとき。	1,100
第5号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日2時間以上であるとき。	900

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第8条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和31年12月横浜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「この項」の次に「及び次項」を、「死亡した日現在」の次に「。同項において同じ。」を加え、「扶養手当」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第2項第1号中「合計額に」の次に「その者がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月横浜市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

(経過措置)

2 平成29年4月1日前に外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年神奈川県条例第7号）第2条第1項の規定により派遣されている職員（同条例第3条第1項の規定により派遣の期間を更新して派遣されている職員を含む。）は、この条例の相当規定により派遣されているものとみなす。

（横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正）

第10条 横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号中「9歳」を「12歳」に改める。

附則中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 平成29年4月1日前に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「県学校職員勤務時間条例」という。）の規定により与えられている休暇（県学校職員勤務時間条例第5条第1項第5号、第10号、第12号及び第14号に掲げるものを除く。）は、この条例中これらに相当する規定がある場合には、同日において、この条例の規定により与えられている休暇とみなす。

5 平成29年4月1日前に県学校職員勤務時間条例第6条の規定により年次休暇を与えられ、又は同年に繰り越された日数がある職員に係る同日から平成30年3月31日までの間における年次休暇については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該職員が平成29年3月31日において県学校職員勤務時間条例第6条の規定により与えられ、又は繰り越されている年次休暇の日数か

ら同日までの間に既に受けた日数を減じた日数に20日を加えた日数とする。この場合における第3条第4項の規定の適用については、「第1項」とあるのは「附則第5項」と、「20日」とあるのは「40日」と、「この項」とあるのは「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第6条第6項」とする。

（横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第11条 横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 平成29年4月1日前に職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）第6条の規定により得た同意は、第5条の2の規定により得たものとみなす。

（横浜市退職手当条例の一部改正）

第12条 横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「。ただし、市から給与を受けない者を除く。」を削る。

第4条第1項第5号中「（横浜市立高等学校）」を「（横浜市立学校（横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年3月横浜市条例第1号）第2条第1項に規定する横浜市立学校をいう。以下この項において同じ。））」に、「横浜市立高等学校の」を「横浜市立学校の」に改める。

（横浜市実費弁償条例の一部改正）

第13条 横浜市実費弁償条例（平成3年9月横浜市条例第28号）の

一部を次のように改正する。

第4条中「並びに横浜市立小学校、横浜市立中学校、横浜市立義務教育学校及び横浜市立特別支援学校の教職員」を削る。

(横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第14条 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年4月横浜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が定めるところにより、あらかじめ割り振られた1週間当たりの正規の勤務時間(以下「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、超過勤務手当を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年12月1日から施行する。

(配偶者同行休業に伴う臨時的任用に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年神奈川県条例第77号)第9条第1項の規定によりなされた臨時的任用は、第2条の規定による改正後の横浜市職員の配偶者同行休業に関する条例第9条の規定によりなされたものとみなす。

(給料月額等に関する経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（同日において第5条の規定による改正前の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）別表第4の給料表の適用を受けていた職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 施行日において第5条の規定による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けることとなる職員（施行日の前日において学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県学校職員給与条例」という。）別表第2又は別表第3の給料表の適用を受けていた職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額から当該給料月額に100分の1.9を乗じて得た額を減じた額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員について、附則第3項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して附則第3項及び前項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、附則

第3項及び前項の規定に準じて、給料を支給する。

- 7 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、附則第4項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
。
- 8 附則第3項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する新給与条例第8条の2第2項及び第12条第2項の規定の適用については、新給与条例第8条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号。以下「新改正条例」という。）附則第3項から第7項までの規定による給料の額との合計額」と、新給与条例第12条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と新改正条例附則第3項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 施行日において新給与条例別表第1及び別表第4の給料表の適用を受ける職員（施行日の前日において県学校職員給与条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員に限る。）に関する新給与条例第22条の規定の適用については、同条第1項中「休職にされたとき」とあるのは「休職にされたとき（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第3条第2項の規定に基づきなお従前の例により休職にされたときを含む。以下この条において同じ。）」と、同条第2項中「満1年6月」

とあるのは「満1年6月（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第3条第2項の規定に基づきなお従前の例により休職にされたときにあっては、1年）」とする。

- 10 附則第3項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「期末・勤勉手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、その者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員として在職した期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 11 附則第3項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する期末・勤勉手当条例第2条第3項（期末・勤勉手当条例第3条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第6条の規定の適用については、期末・勤勉手当条例第2条第3項中「給料月額」とあるのは「給料月額と横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号。以下「新改正条例」という。）附則第3項から第7項までの規定による給料の額との合計額」と、期末・勤勉手当条例第6条中「給料月額を算出率で除して得た額」とあるのは「給料月額と新改正条例附則第3項から第7項までの規定による給料の額との合計額を算出率で除して得た額」とする。
- 12 附則第10項の規定は、期末・勤勉手当条例第3条第1項の勤務

期間について準用する。この場合において、附則第10項中「在職した期間」とあるのは「勤務した期間」と、「在職期間」とあるのは「勤務期間」と読み替えるものとする。

- 13 附則第3項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第6条の規定による改正後の横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）附則第3項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（退職手当に関する経過措置）

- 14 第12条の規定による改正後の横浜市退職手当条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第9号に掲げる職員（附則第3項、第5項又は第6項の規定による給料を支給される職員に限る。以下この項及び次項において「現9号職員」という。）が施行日以後平成34年3月31日までの間に新制度適用職員（現9号職員であって、その者が施行日以後に退職することにより新退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下この項及び次項において同じ。）として退職した場合において、当該退職した日における新退職手当条例第6条から第9条までの規定（以下これらの規定を「新計算規定」という。）により計算した退職手当の額、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における給料月額並びに同日までの勤続年数及び基礎在職期間（第12

条の規定による改正前の横浜市退職手当条例（以下「旧退職手当条例」という。）第8条の2第2項（横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年3月横浜市条例第18号）附則第22項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する基礎在職期間をいう。）を基礎として、旧退職手当条例第6条から第9条までの規定（以下これらの規定を「旧計算規定」という。）により計算した退職手当の額及び横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年11月横浜市条例第70号）附則第7項の規定により支給すべきものとされた退職手当の額（その者が同項の規定の適用の対象となっている現9号職員である場合に限る。）のうち、最も多い額を、新計算規定、旧計算規定又は同項の規定にかかわらず、その者に支給すべき新計算規定による退職手当の額とする。

- 15 現9号職員のうち新退職手当条例第8条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間に施行日の前日が含まれる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」と、「勤続年数」とあるのは「勤続年数として取り扱われるべき期間」とする。
- 16 新退職手当条例第2条第9号に掲げる職員（施行日の前日において県学校職員給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員、附則第4項又は第7項の規定による給料を支給される職員に限る。以下「新9号職員」という。）が施行日以後平成34年3月

31日までの間に新制度適用職員（新9号職員であって、その者が施行日以後に退職することにより新退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における給料月額並びに同日までの勤続期間及び基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県退職手当条例」という。）第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。）を基礎として、県退職手当条例第2条の5から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定（以下この項において「県計算規定」という。）により計算した退職手当の額が、新計算規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、県計算規定又は新計算規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき新計算規定による退職手当の額とする。

- 17 新9号職員のうち新退職手当条例第8条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間に施行日の前日が含まれる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員として退職したものとし」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県退職手当条例」という。）」とあるのは「県退職手当条

例」とする。

- 18 新9号職員に関する新退職手当条例第4条の規定の適用については、その者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正前の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員として在職した期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(人事委員会又は市長への委任)

- 19 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会又は市長が定める。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を整備する等のため、横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例を制定したいので提案する。

参 考

横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項
附則第3項の規定は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成29年4月1日前に職員の自己啓発等休業に関する条例（平
成19年神奈川県条例第71号）の規定によりなされた承認、申請そ
の他の行為は、この条例中これらに相当する規定がある場合には
、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（横浜市職員定数条例の一部改正）

$\frac{3}{2}$ （本文省略）

（横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

（横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
）

$\frac{5}{4}$ （本文省略）

横浜市職員の配偶者同行休業に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（配偶者同行休業に伴う臨時的任用）

- 第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請が
あった場合において、当該申請に係る期間（以下この項において

「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任用の期間の限度として臨時的任用を行うことができる。この場合における任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 (本文省略)
第9条

(退職手当の取扱い)

第11条 (本文省略)
第10条

(委任)

第12条 (本文省略)
第11条

附 則

(第1項省略)

(経過措置)

2 平成29年4月1日前に職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年神奈川県条例第77号)の規定によりなされた承認、申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす

。

(横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

$\frac{3}{2}$ (本文省略)

(横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

横浜市一般職職員の分限に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（休職の効果）

第4条 第2条第1号及び第3号 から第5号まで
乃至第5号の規定に該当する
場合における休職の期間は、教育公務員特例法（昭和24年法律第
1号）第14条第1項（公立の学校の事務職員の休職の特例に関す
る法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（
昭和24年政令第6号）第10条第2項において準用される場合を含
む。）の規定による場合を除くほか、3年を超えない範囲におい
て、必要に応じ、個々の場合において任命権者が定める。但し、
結核性疾患により休職を命ぜられた者に対しては、任命権者が特
に必要なあると認めるときは、1年以内休職の期間を延長するこ
とができる。

（第2項から第4項まで省略）

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責
任に基づく債務の免除に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

附 則

（施行期日等）

1 （本文省略）

（経過措置）

2 平成29年4月1日前に昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及
び職員の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年
神奈川県条例第4号）の規定によりなされた職員の懲戒免除及び

職員の賠償の責任に基づく債務の免除については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（給料表）

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（第1号から第3号まで省略）

- (4) 教育職員給料表（別表第4）
高等学校等教育職員給料表（別表第4）
（第5号及び第6号省略）

（超過勤務手当）

第14条 （第1項及び第2項省略）

3 第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、任命権者が定めるところにより、あらかじめ割り振られた1週間当たりの正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

$\frac{4}{3}$ 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割り振り変更前の正規の勤務時間

を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間を除く。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（義務教育等教員特別手当）

第20条の4 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校）に勤務する教育職員（校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。）には、義務教育等教員特別手当を支給する。

（第2項及び第3項省略）

（休職者の給与）

第22条 職員が、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項において準用される場合を含む。）の適用を受ける場合を除くほか、結核性疾患にかかり、横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年3月横浜市条例第8号。以下「分限条例」という。）第2条第1号に掲げる事由に該当して休職にされ

たときは、休職にされた日の前日までの在職期間1年以上の者については、その休職期間が満2年に達するまで、休職にされた日の前日までの在職期間1年未満の者については、その休職期間が満1年に達するまで、それぞれこれに給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額を支給する。

(第2項から第5項まで省略)

(給与からの控除)

第23条の2 市長は、職員に給与を支給する際、その給与から、次の各号に掲げるものについて、控除することができる。

- (1) 横浜市職員厚生会、横浜市立学校教職員互助会及び一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の会費
- (2) 横浜市職員厚生会、横浜市水道局職員厚生会及び横浜市交通局厚生会（以下「各厚生会」という。）の貸付金並びに横浜市立学校教職員互助会及び一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の貸付金の償還金及びその利息並びに市長又は公営企業管理者の指定する金融機関の貸付金の返済金及びその利息、各厚生会に対する預金並びに各厚生会に対する出資金、償還金及びその利息

(第3号省略)

- (4) 横浜市立学校教職員互助会が扱う団体定期保険契約に係る生
各厚生会の団体取扱契約に係る生命保険、
命保険の保険料、各厚生会及び横浜市立学校教職員互助会の団
体取扱契約に係る生命保険の保険料、各厚生会の団体取扱契約
に係る火災保険及び簡易生命保険の保険料並びに横浜消防生活協同組合の行う共済事業、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会
が扱う共済事業及び市長又は公営企業管理者の指定する団体

が扱う生命共済事業の掛金

(第5号から第7号まで省略)

附 則

(扶養手当に関する経過措置)

第35条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における平成29年4月1日前に学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県学校職員給与条例」という。)第8条の規定により扶養手当を支給されていた職員その他これに準ずる者(同日以後に横浜市立の高等学校に異動した者その他人事委員会規則で定める者(以下「横浜市立高等学校に異動した者等」という。))を除く。)であって、同条の規定による扶養手当の支給に係る扶養親族を同日以後も引き続き扶養しているものに対する第9条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「14,000円」とあるのは「14,400円」と、「6,500円」とあるのは「7,000円」と、「11,500円」とあるのは「12,000円」と、同条第4項中「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第36条 平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の2の規定により地域手当を支給されていた職員その他これに準ずる者(再任用職員及び横浜市立高等学校に異動した者等を除く。))に対する第10条の2第2項の規定の適用については、同日から平成30年3月31日までの間にあつては同項中「100分の16」とあるのは「100分の15.1」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間にあつては同項中「100分の16」とあるのは「100分の15.5」とする。

(住居手当の特例)

第37条 平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者（横浜市立高等学校に異動した者等を除く。第39条及び第40条において同じ。）であって、同年3月31日までに40歳に達しているものに係る同年4月1日から平成30年3月31日までの間における住居手当については、第10条の3の規定にかかわらず、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次条において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市の公舎及び職員宿舎に入居している職員その他規則で定める職員を除く。以下同じ。）に支給する。

2 前項の住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,500円を超えるときは、17,500円）を11,000円に加算した額（その加算した額が25,000円を超えるときは、25,000円）

第38条 平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者（前条第1項に規定する者及び横浜市立高等学校に異動した者等を除く。）であって、同日から平成30年3月31日までの間において

、自ら居住するため住宅を借り受け、月額 40,400 円以上の家賃を支払っている職員に係る住居手当については、第10条の3の規定にかかわらず、家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,500 円を超えるときは、17,500 円）を 11,000 円に加算した額（その加算した額に 100 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、その加算した額が 25,000 円を超えるときは 25,000 円）に相当する額を支給する。

第39条 第37条の規定は、平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者であって、同年3月31日までに40歳に達しているものに係る平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における住居手当について準用する。この場合において、第37条第2項第2号中「25,000円」とあるのは、「21,500円」と読み替えるものとする。

第40条 前条の規定は、平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者であって、平成30年3月31日までに40歳に達するものに係る同年4月1日から平成31年3月31日までの間における住居手当について準用する。

第41条 第38条の規定は、平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者（第37条第1項及び前条に規定する者を除く。）に係る平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における住居手当について準用する。この場合において、第38条中「25,000円」とあるのは、「21,500円」と読み替えるものとする。

第42条 第37条から前条までに規定するもののほか、平成29年4月1日前に県学校職員給与条例第9条の4の規定により住居手当を支給されていた職員に係る住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

市第122号

別表第4 教育職員給料表 新旧比較表

高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	138,700	152,300	174,600	167,800	230,600	245,100
	2	140,200	153,700	176,500	169,900	232,500	247,500
	3	141,700	155,200	178,400	172,000	234,300	250,000
	4	143,200	156,700	180,300	174,100	236,100	252,200
	5	144,500	158,300	182,200	176,100	238,000	254,900
	6	146,000	160,200	184,200	178,200	239,900	257,200
	7	147,500	162,000	186,200	180,400	241,800	259,400
	8	149,000	163,700	188,200	182,600	243,800	261,500
	9	150,600	165,500	190,300	184,800	245,800	263,700
	10	152,300	167,600	192,300	187,600	247,900	265,900
	11	154,000	169,500	194,200	190,200	249,900	268,000
	12	155,700	171,500	196,100	192,900	251,900	270,000
	13	157,400	173,400	197,900	195,700	253,900	272,200
	14	158,900	175,600	199,700	197,400	256,500	274,200
	15	160,400	177,800	201,600	199,000	259,100	276,100
	16	161,900	179,900	203,500	200,700	261,700	278,000
	17	163,400	182,200	205,500	202,500	264,300	279,800
	18	165,300	184,700	207,400	204,100	267,000	282,100
	19	167,200	187,200	209,400	205,800	269,700	284,400
	20	169,100	189,600	211,400	207,400	272,400	286,800
	21	170,800	192,100	213,500	209,100	275,100	288,900
	22	172,700	193,700	215,500	211,000	277,800	291,400
	23	174,600	195,400	217,500	212,900	280,500	293,600
	24	176,400	197,100	219,500	214,700	283,200	296,300
	25	178,100	198,600	221,600	216,400	285,900	298,600
	26	179,900	200,200	223,700	218,400	288,600	301,000
	27	181,600	201,900	225,900	220,300	291,300	303,400
	28	183,300	203,500	228,000	222,300	294,000	305,700
	29	185,100	204,900	229,900	224,200	296,700	307,900
	30	186,900	206,600	231,800	226,800	299,400	310,100
	31	188,800	208,300	233,800	229,500	302,100	312,200
	32	190,600	209,900	235,800	232,100	304,800	314,300
	33	192,400	211,500	237,900	234,700	307,500	316,500
	34	194,300	213,300	239,800	237,400	310,200	318,500
	35	196,100	215,000	241,700	240,000	312,900	320,700
	36	197,900	216,800	243,600	242,600	315,600	322,700
	37	199,700	218,400	245,500	245,100	318,300	324,700
	38	201,600	220,100	247,500	247,500	321,000	326,800
	39	203,500	221,900	249,600	250,000	323,700	328,900
	40	205,400	223,700	251,700	252,200	326,400	331,100
	41	207,200	225,300	253,800	254,900	329,100	333,000
	42	209,100	227,000	256,400	257,200	331,700	335,100

4 級		5 級	
現行	改正案	現行	改正案
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
355,800	293,600	378,700	401,800
357,900	296,200	380,900	403,300
360,100	299,100	382,900	404,800
362,400	301,500	384,900	406,300
364,600	304,000	386,800	407,700
366,800	306,400	388,700	409,100
368,900	308,700	390,600	410,600
371,000	311,000	392,500	412,100
373,100	313,400	394,400	413,500
375,200	316,000	396,500	414,900
377,300	318,700	398,600	416,300
379,300	321,500	400,700	417,600
381,400	324,000	402,700	418,900
383,500	326,000	404,700	420,300
385,500	328,000	406,700	421,600
387,600	330,200	408,600	423,000
389,600	332,400	410,400	424,200
391,600	334,600	412,200	425,500
393,600	336,900	414,100	426,700
395,600	339,000	415,900	428,000
397,600	341,100	417,700	429,100
399,600	343,200	419,500	430,300
401,600	345,400	421,400	431,500
403,600	347,500	423,200	432,800
405,600	349,400	425,000	434,100
407,500	351,300	426,900	435,300
409,300	353,300	428,600	436,300
411,100	355,300	430,300	437,400
413,000	357,200	432,100	438,700
414,800	359,000	433,800	439,800
416,500	360,600	435,500	440,900
418,200	362,500	437,200	442,000
419,900	364,100	438,800	443,200
421,700	365,800	440,400	444,100
423,400	367,500	442,100	445,000
425,200	369,200	443,700	445,700
426,900	371,100	445,200	446,500
428,600	372,600	446,800	447,300
430,200	374,100	448,400	448,100
431,900	375,700	450,000	448,900
433,600	376,900	451,500	449,800
435,200	378,300	453,000	450,500

市第122号

43	211,000	228,600	259,000	259,400	334,300	337,200	
44	213,000	230,100	261,600	261,500	336,900	339,300	
45	215,000	231,700	264,200	263,700	339,500	341,200	
46	216,900	233,100	266,900	265,900	342,100	343,100	
47	218,700	234,400	269,600	268,000	344,700	345,100	
48	220,700	235,500	272,300	270,000	347,300	347,100	
49	222,600	237,000	275,000	272,200	349,900	348,700	
50	224,600	238,500	277,700	274,200	352,100	350,600	
51	226,500	239,700	280,400	276,100	354,200	352,400	
52	228,300	241,100	283,100	278,000	356,300	354,200	
53	230,000	242,300	285,800	279,800	358,300	356,100	
54	231,800	243,500	288,500	282,100	360,400	357,800	
55	233,600	244,900	291,200	284,400	362,500	359,400	
56	235,400	245,900	293,900	286,800	364,600	361,000	
再任用職員以外の職員	57	237,200	247,200	296,600	288,900	366,700	362,500
	58	238,900	248,300	299,300	291,400	368,800	364,000
	59	240,700	249,400	302,000	293,600	370,900	365,400
	60	242,600	250,500	304,700	296,300	373,000	366,800
	61	244,400	251,800	307,400	298,600	375,100	367,900
	62	246,200	253,100	310,100	301,000	377,100	369,200
	63	248,000	254,500	312,800	303,400	379,100	370,600
	64	249,800	255,600	315,500	305,700	381,100	371,900
	65	251,600	256,900	318,200	307,900	383,100	373,200
	66	253,400	258,400	320,900	310,100	385,100	374,400
	67	255,100	259,900	323,600	312,200	387,100	375,600
	68	256,900	261,500	326,300	314,300	389,100	376,900
	69	258,600	263,000	329,000	316,500	391,100	378,200
	70	260,300	264,400	331,600	318,500	393,100	379,300
	71	262,000	265,800	334,200	320,700	395,000	380,500
	72	263,800	267,100	336,800	322,700	396,900	381,700
	73	265,600	268,200	339,400	324,700	398,800	383,100
	74	267,300	269,600	341,900	326,800	400,600	384,100
	75	268,900	271,000	344,400	328,900	402,300	385,100
	76	270,400	272,100	346,800	331,100	404,000	386,100
	77	271,900	273,500	349,100	332,900	405,600	387,000
	78	273,400	274,700	351,100	334,700	407,300	388,000
	79	275,000	275,900	353,100	336,600	408,900	389,100
	80	276,500	277,000	354,900	338,300	410,400	390,100
	81	278,000	278,100	356,700	340,100	411,800	390,800
	82	279,400	279,300	358,600	341,900	413,200	391,700
	83	280,800	280,500	360,500	343,400	414,700	392,600
	84	282,200	281,600	362,400	345,200	416,100	393,500
	85	283,500	282,800	364,300	346,500	417,400	394,300
	86	284,800	283,900	366,100	348,100	418,700	395,100
	87	286,100	285,000	367,900	349,500	420,000	395,900
	88	287,400	286,200	369,700	351,000	421,200	396,700

436,800	379,600	454,500	451,300
438,300	381,100	455,900	452,100
439,700	382,600	457,300	453,000
440,800	384,200	458,700	453,800
441,900	385,800	460,200	454,600
442,900	387,300	461,800	455,400
443,800	388,700	463,300	456,300
444,800	390,100	464,100	457,100
445,800	391,600	464,800	457,900
446,800	393,000	465,600	458,700
447,700	394,200	466,400	459,600
448,600	395,500	467,100	460,400
449,600	396,600	467,700	461,100
450,600	397,700	468,300	461,900
451,500	399,000	468,800	462,800
452,200	400,200	469,400	
452,900	401,400	470,000	
453,500	402,700	470,700	
454,000	403,900	471,300	
454,500	404,900	471,900	
454,900	406,300	472,600	
455,300	407,600	473,300	
455,700	408,700	473,900	
456,100	409,800	474,500	
456,600	411,000	475,100	
457,000	412,100	475,800	
457,400	413,100	476,400	
457,800	414,100	477,000	
458,200	415,100	477,700	
458,600	416,100	478,400	
459,000	417,100	479,000	
459,400	417,800	479,600	
459,900	418,400	480,300	
460,300	419,100	481,000	
460,600	419,800	481,600	
461,000	420,500	482,200	
461,400	421,200	482,900	
461,800	421,900	483,600	
462,200	422,700	484,200	
462,700	423,400	484,700	
463,200	424,100	485,300	
463,600	424,800	485,900	
463,900	425,400	486,400	
464,300	425,900	486,900	
464,800	426,500	487,500	
465,200	427,200	488,100	

市第122号

89	288,600	287,300	371,400	352,400	422,500	397,300
90	289,800	288,400	373,100	353,700	423,700	398,000
91	291,000	289,600	374,800	355,000	424,800	398,700
92	292,200	290,800	376,600	356,400	425,800	399,400
93	293,400	291,500	378,400	357,900	426,800	400,000
94	294,600	292,400	380,100	359,100	427,800	400,700
95	295,800	293,500	381,900	360,400	428,700	401,400
96	296,900	294,700	383,600	361,600	429,500	402,200
97	297,900	295,700	385,400	362,600	430,200	402,900
98	299,000	296,800	387,100	363,600	430,900	403,700
99	300,200	297,700	388,900	364,500	431,600	404,500
100	301,300	298,800	390,700	365,500	432,200	405,300
101	302,400	299,700	392,400	366,400	432,900	405,800
102	303,500	300,800	394,000	367,400	433,600	406,500
103	304,600	301,900	395,600	368,400	434,300	407,200
104	305,700	302,800	397,200	369,300	434,900	407,900
105	306,900	303,400	398,600	370,100	435,400	408,700
106	308,100	304,300	400,100	371,000	435,900	409,400
107	309,200	305,100	401,600	371,900	436,500	410,100
108	310,300	305,900	403,000	372,900	437,000	410,800
109	311,400	306,800	404,500	373,700	437,400	411,400
110	312,500	307,200	405,800	374,600	437,900	411,900
111	313,600	307,500	407,000	375,600	438,400	412,400
112	314,700	308,000	408,300	376,600	438,800	413,000
113	315,700	308,600	409,600	377,200	439,100	413,500
114	316,600	309,000	410,700	378,100	439,500	414,000
115	317,400	309,500	411,900	379,000	439,900	414,500
116	318,200	310,000	413,000	379,800	440,300	415,000
117	318,800	310,600	414,000	380,600	440,700	415,600
118	319,500	311,100	415,000	381,300	441,200	416,000
119	320,100	311,500	416,100	382,100	441,600	416,500
120	320,700	312,000	417,100	382,900	441,900	417,000
121	321,300	312,400	418,000	383,500	442,300	417,600
122	321,900	312,800	418,600	384,300	442,800	418,100
123	322,500	313,300	419,100	384,900	443,200	418,600
124	323,000	313,800	419,600	385,600	443,600	419,100
125	323,400	314,400	420,100	386,200	443,900	419,700
126	323,800	314,700	420,500	386,900	444,300	420,200
127	324,200	315,000	420,900	387,400	444,700	420,700
128	324,600	315,300	421,300	388,000	445,100	421,100
129	325,100	315,500	421,700	388,700	445,500	421,700
130		315,800	422,100	389,300	445,900	422,200
131		316,100	422,500	389,800	446,300	422,700
132		316,400	422,900	390,200	446,600	423,200
133		316,600	423,300	390,500	446,900	423,800

465,500	427,900	488,600
466,000	428,400	489,200
466,500	429,100	489,900
466,800	429,600	490,600
467,100	430,000	491,200
	430,600	
	431,200	
	431,800	
	432,200	
	432,800	
	433,400	
	434,000	
	434,400	
	435,000	
	435,600	
	436,200	
	436,600	
	437,200	
	437,800	
	438,300	
	438,700	
	439,300	
	439,900	
	440,500	
	440,900	
	441,500	
	442,100	
	442,700	
	443,100	
	443,700	
	444,300	
	444,900	
	445,300	

市第122号

134	316,800	423,700	391,100	447,300	424,300
135	317,000	424,100	391,700	447,600	424,800
136	317,300	424,500	392,300	448,000	425,300
137	317,500	425,000	392,800	448,300	425,900
138	317,700	425,400	393,400	448,600	
139	318,000	425,700	394,000	448,900	
140	318,300	426,100	394,600	449,300	
141	318,500	426,600	395,000	449,600	
142	318,700	427,000	395,500	450,000	
143	319,000	427,400	396,000	450,300	
144	319,200	427,700	396,600	450,600	
145	319,500	428,100	397,000	451,000	
146	319,700	428,500	397,600	451,500	
147	320,000	428,900	398,100	451,900	
148	320,300	429,300	398,700	452,300	
149	320,500	429,700	399,100	452,600	
150	320,700	430,000	399,600		
151	321,000	430,300	400,100		
152	321,300	430,700	400,500		
153	321,500	431,100	401,100		
154	321,800	431,500	401,600		
155	322,100	431,900	402,100		
156	322,400	432,200	402,600		
157	322,500	432,600	403,200		
158	322,700	433,000	403,700		
159	323,000	433,400	404,200		
160	323,300	433,800	404,700		
161	323,400	434,100	405,300		
162	323,700	434,500	405,700		
163	324,000	434,900	406,200		
164	324,300	435,300	406,700		
165	324,400	435,600	407,300		
166		436,000	407,800		
167		436,300	408,300		
168		436,700	408,800		
169		437,100	409,400		
170		437,500	409,900		
171		437,900	410,400		
172		438,300	410,800		
173		438,600	411,400		
174			411,900		
175			412,400		
176			412,900		
177			413,500		
178			414,000		
179			414,500		

--	--	--	--	--

市第122号

	180				415,000		
	181				415,600		
	182				416,000		
	183				416,500		
	184				417,000		
	185				417,600		
再任用職員		229,300	223,900	271,700	259,500	305,600	284,000

備考 この表は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤

備考

- 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教職員で、人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則でそれぞれ加算した額とする。

339,700	327,900	411,600	400,400

務する教育職員に適用する。

諭、養護助教諭、実習助手及びその他教育に関する

定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500円を

別表第7 等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
(省 略)		
教育職員 高等学校 給料表 等教育職 員給料表	1級	教諭、養護教諭、 栄養教諭 、助教諭、養護助教諭、講師又は 実習助手の職務
	2級	相当の知識、技術又は経験を必要とする教諭、養護教諭、 栄 養教諭 、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務
	(省 略)	
(省 略)		

(備考省略)

横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
横浜市立高等学校等

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条の規定に基づき、横浜市立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「横浜市立学校」とは、横浜市立横浜市立高等学校等

の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校を
の高等学校又は特別支援学校の高等部
いう。

- 2 この条例において「教育職員」とは、横浜市立学校の校
長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護
助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項
に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手を
いう。

（教職調整額の支給等）
支給

第3条 （第1項及び第2項省略）

- 3 教育職員については、横浜市一般職職員の給与に関する条例（
昭和26年3月横浜市条例第15号。以下「給与条例」という。）第
14条及び第17条の規定は、適用しない。

（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）

第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げ
る条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用
については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

- (1) 給与条例（第10条の2及び第22条の規定に限る。）
横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市
条例第15号。以下「給与条例」という。第10条の2及び第22条
の規定に限る。）

（第2号から第6号まで省略）

（教育職員の正規の勤務時間をこえる勤務等）

第5条 （第1項省略）

- 2 教育職員に対し前項の勤務時間を超えて、又は休日に勤務を命
ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にや
むを得ない必要があるときに限るものとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 職員会議（横浜市教育委員会の定めるところにより 横浜市立
横浜市立
学校
高等学校等に置かれるものをいう。）に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

付 則

(施行期日等)

1 (本文省略)

(経過措置)

2 平成29年4月1日前に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒処分を受けた職員（同日前の事案に関して同日以後に同項の規定による懲戒処分を受ける職員を含む。）に関する第4条第4号の規定の適用については、同号中「（昭和26年12月横浜市条例第63号）」とあるのは、「（昭和26年12月横浜市条例第63号）又は市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年神奈川県条例第36号）」とする。

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(教員特殊業務手当)

第8条 教員特殊業務手当は、給与条例別表第4 教育職員給料表
高等学校等教育職
員給料表の適用を受ける職員（その職務の級が 4級以上
5級である職員を除く。）が次に掲げる業務に横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第2条に規定する勤務時間の時間外又は同条例第3条第1項及び第4項に規定する

勤務を要しない日若しくは同条例第5条に規定する休日（以下「休業日」と総称する。）若しくは休業日に特に勤務することを命ぜられた場合に与えられる当該休業日に代わる日において従事した場合に支給する。ただし、第4号に掲げる業務に従事する場合には、同条例第2条に規定する勤務時間の時間内を含む。

- (1) 対外運動競技等（規則で定めるものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務
 - (2) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は学校行事として行われる保健・安全的行事（規則で定めるものに限る。）における幼児、児童又は生徒に対する指導業務
 - (3) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - ア 非常災害時における幼児、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - イ 幼児、児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ウ 幼児、児童又は生徒に対する緊急の補導業務
 - (4) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、及び実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務
 - (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの
- 2 前項の教員特殊業務手当の額は、別表次の各号に掲げる1日に同項の業務に従事した時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)	8 時間以上	日額 5,000 円
(2)	4 時間以上 8 時間未満	日額 2,500 円
(3)	2 時間以上 4 時間未満	日額 1,500 円
(4)	1 時間以上 2 時間未満	日額 1,000 円

別表（第 8 条第 2 項）

第 8 条第 1 項の業務の種類	区 分	教員特殊業務手当の額（日額）
第 1 号及び第 2 号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が 1 日 8 時間以上であるとき。	円 5,000
	当該業務に従事した時間が 1 日 4 時間以上 8 時間未満であるとき。	2,500
	当該業務に従事した時間が 1 日 2 時間以上 4 時間未満であるとき。	1,500
	当該業務に従事した時間が 1 日 1 時間以上 2 時間未満であるとき。	1,000
第 3 号アに掲げる業務	当該業務に従事した時間が 1 日 6 時間以上であるとき。	7,500
	当該業務に従事した時間が 1 日 2 時間以上 6 時間未満であるとき。	1,100
第 3 号イ及びウに掲げる業務	当該業務に従事した時間が 1 日 6 時間以上であるとき。	7,000
	当該業務に従事した時間が 1 日 2 時間以上 6 時間未満であるとき。	900
第 4 号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が 1 日 7 時間 45 分程度に及び、かつ、泊を伴うとき。	4,000
	当該業務に従事した時間が 1 日 7 時間 45 分程度に及び、かつ、泊を伴わないとき。	1,100
第 5 号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が 1 日 2 時間以上であるとき。	900

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

(抜粋)

上段	改正案
下段	現行

(一般職職員の勤勉手当)

第3条 給与条例第20条第2項に規定する職員（以下この条において「職員」という。）に対する同条第3項に規定する勤勉手当の額は、それぞれ6月1日及び12月1日（以下この項及び次項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。~~同項において同じ。~~）において職員が受けるべき給料~~、扶養手当~~及び~~これら~~これらに対する地域手当の月額合計額に、それぞれその基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合に勤務成績に応じて市長が定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た割合を、乗じて得た額とする。

(表省略)

2 前項の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 職員のうち再任用職員以外の職員 その者の前項の合計額に その者がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に 100分の85（管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(第2号及び第3項から第6項まで省略)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等
に関する条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

附 則

(第1項省略)

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日前に外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和63年神奈川県条例第7号)第2条第1項の規定により派遣されている職員(同条例第3条第1項の規定により派遣の期間を更新して派遣されている職員を含む。)は、この条例の相当規定により派遣されているものとみなす。

(横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

$\frac{3}{2}$ (本文省略)

横浜市一般職職員の休暇に関する条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(特別休暇)

第4条 職員は、特別休暇として次の各号に掲げる休暇を当該各号に掲げる場合に受けることができる。

(第1号から第9号まで省略)

- (10) 子の看護休暇 $\frac{12}{9}$ 歳に達する日以後の最初の3月31日までの

間にある子（子に準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

（第11号から第16号まで及び第2項省略）

附 則

（第1項から第3項まで省略）

- 4 平成29年4月1日前に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「県学校職員勤務時間条例」という。）の規定により与えられている休暇（県学校職員勤務時間条例第5条第1項第5号、第10号、第12号及び第14号に掲げるものを除く。）は、この条例中これらに相当する規定がある場合には、同日において、この条例の規定により与えられている休暇とみなす。
- 5 平成29年4月1日前に県学校職員勤務時間条例第6条の規定により年次休暇を与えられ、又は同年に繰り越された日数がある職員に係る同日から平成30年3月31日までの間における年次休暇については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該職員が平成29年3月31日において県学校職員勤務時間条例第6条の規定により与えられ、又は繰り越されている年次休暇の日数から同日までの間に既に受けた日数を減じた日数に20日を加えた日数とする。この場合における第3条第4項の規定の適用については、「第1項」とあるのは「附則第5項」と、「20日」とあるのは「40日」と

、「この項」とあるのは「学校職員の勤務時間、休暇等に関する
条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第6条第6項」とする。

（横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する条例の一部改正）

$\frac{6}{4}$ （本文省略）

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部
改正）

$\frac{7}{5}$ （本文省略）

横浜市職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$

附 則

（第1項及び第2項省略）

3 平成29年4月1日前に職員の育児休業等に関する条例（平成4
年神奈川県条例第7号）第6条の規定により得た同意は、第5条
の2の規定により得たものとみなす。

（横浜市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止等）

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

横浜市退職手当条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$

（職員の定義）

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。ただし
、規則で定める臨時の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第26
1号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6

第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員は除く。

（第1号から第8号まで省略）

(9) 教育委員会の職員 。ただし、市から給与を受けない者を除く
。

（第10号から第15号まで省略）

（勤続年数の計算）

第4条 退職手当の計算の基礎となるべき勤続年数は、次の方法によって、これを計算する。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 国立学校又は公立学校 （横浜市立学校（横浜市立学校の教育職員（横浜市立高等学校職員）の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年3月横浜市条例第1号）第2条第1項に規定する横浜市立学校をいう。以下この項において同じ。）を除く。）の教員（以下「国等の教員」という。）が引き続いて 横浜市立学校の 横浜市立高等学校の 教員（以下「本市教員」という。）となった場合におけるその者の国等の教員としての引き続いた在職期間（国等の教員に引き続く国等の教員以外の国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）又は他の地方公共団体の職員（以下「国家公務員等」という。）としての引き続いた在職期間を含む。以下本号において同じ。）及び本市教員が国等の教員となり引き続いて国等の教

員として在職した後、引き続いて本市教員となった場合において、先の本市教員としての引き続いた在職期間の始期から国等の教員としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間は、職員としての引き続いた在職期間に通算する。この場合において、その者の国等の教員としての引き続いた在職期間の計算については、第2号の規定を準用する。ただし、その者が国等からこの条例の規定による退職手当に相当する給付（以下「退職手当に相当する給付」という。）を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間及び本市教員が引き続いて国等の教員となる場合において、その者の本市教員としての在職期間が、当該国等の退職手当に関する規定により、国等の教員としての在職期間に通算されないことに定められている国等の教員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間に通算しないものとする。

（第6号から第9号まで及び第2項省略）

横浜市実費弁償条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（適用除外）

第4条 市から議員報酬、報酬又は給料を受ける職にある者並びに
横浜市立小学校、横浜市立中学校、横浜市立義務教育学校及び横
浜市立特別支援学校の教職員が職務の関係で証人等になった場合
には、この条例による実費弁償は行わない。

横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（抜

粹)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(超過勤務手当)

第7条 (第1項省略)

2 前項の規定にかかわらず、管理者が定めるところにより、あらかじめ割り振られた1週間当たりの正規の勤務時間(以下「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、超過勤務手当を支給する。